

建築設計業務の発注基準

1 建築設計業務入札参加資格の申請資格

「建築士法による登録をしている業者」である者

2 建築士法による登録の概要

営業の要件	一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士を使用する者は、他人の求めに応じて報酬を得て、設計、工事監理……を行うことを業としようとするときは、……登録を受けなければならない。（建築士法第23条）		
登録の機関	建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事（建築士法第23条の2）		
登録を必要とする業務の範囲	以下の業務について他人の求めに応じて報酬を得て行うもの（建築士法第23条） ・設計 ・工事監理 ・建築工事契約に関する事務 ・建築工事の指導監督 ・建築物に関する調査若しくは鑑定 ・建築に関する法令若しくは条例に基づく手続きの代理		
登録の要件	一級建築士事務所は、 二級建築士事務所は、 木造建築士事務所は、	それぞれ専任の一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士が管理しなければならない。（建築士法第24条）	
建築士の要件	建築士とは、一級建築士、二級建築士及び木造建築士をいう。（建築士法第2条） ① 一級建築士は、国土交通大臣の行う一級建築士試験に合格し、国土交通大臣の免許を受けた者 ② 二級建築士又は木造建築士は、それぞれ都道府県知事の二級建築士又は木造建築士試験に合格し、その都道府県知事の免許を受けた者		

3 入札参加有資格業者の区分

（1）建築設計業務の入札参加有資格業者は、本店又は営業所の所在地により区分する。

（2）本店又は営業所の所在地は、奈良県建設工事等競争入札参加資格者名簿により確認する。

県内本店	県内に本店を有する者で、「県内に営業所を有する者」として建築設計業務の入札参加資格を有する者
県内営業所	本店は県外であるが県内に営業所を有する者で、「県内に営業所を有する者」として建築設計業務の入札参加資格を有する者
県外業者	県内には本店又は営業所を有しないが、本県の建築設計業務の入札参加資格を有している者

4 入札形態及び選定基準

入札形態及び業者の選定基準は、設計金額に応じ下表のとおりとする。

	入札形態		選定対象業者	
			一般の建築設計業務	特殊な建築設計業務
1000万円以上	プロポーザル方式 又は 総合評価落札方式		県内に本店を有する者	各部局又は事務所ごとに設置されている「入札参加資格等審査会」において、業務ごとに入札方式と要件を決定する。
300万円以上1000万円未満	競争入札	一般競争入札		
300万円未満		一般競争入札【※】		

【※】 次に該当する場合（随意契約で契約するものを除く。）は部局又は事務所ごとに設置されている「入札参加資格等審査会」の議を経て指名競争入札とすることができる。

- ① その性質又は目的が一般競争入札に適しない場合
- ② 製作者又は施工者が限定されている場合など、その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をする場合
- ③ 入札不調の発生等、一般競争入札に付することが不利と認められる場合

I 入札形態及び業者の選定に際しては、以下の事項に留意すること。

（1）入札形態

- ① 原則、設計金額が1000万円以上で、技術的な工夫の余地が大きい業務についてはプロポーザル方式又は総合評価落札方式を適用する。
- ② 設計金額が1000万円以上の業務のうち、業務内容が比較的容易であり特段の配慮を要するものでない場合は、入札参加資格等審査会に一般競争入札として付することができる。
- ③ 設計金額が1000万円未満の業務であっても、業務内容により創造性、芸術性等を求められるなど、技術的な工夫の余地が大きい業務については、プロポーザル方式又は総合評価落札方式とすることができる。
- ④ 耐震診断業務又は耐震補強設計業務は原則一般競争入札とする。

（2）業者選定の特例

- ① 既に納められた成果品の精度が低い等、業務の適正な履行が確保できないと思慮される業者は、指名選定に当たって考慮すること。
- ② 上記選定基準により難しい業務については、この限りでない（県内営業所及び県外業者を含めた選定をすることができる）。

II 最低制限価格（施工体制確認型）の取扱い

- （1）競争入札により執行する場合、最低制限価格制度を採用するとともに施工体制確認調査の対象とする。
- （2）総合評価落札方式により執行する場合は、「低入札価格調査制度」を採用する。